

中心市街地の空き店舗に出店する事業者等に対して 補助金を交付します

中心市街地の空き店舗を有効活用し、賑わいと活気ある商店街づくりを図るため、中心市街地の空き店舗に出店する事業者等に対し、「令和4年度日向市中心市街地空き店舗対策事業補助金」を交付します。

- 受付期間：随時（ただし、今年度予算に達し次第、受付終了）
- 事業対象空き店舗：中心市街地区域内に存在する空き店舗であって日向商工会議所が指定した店舗
- 申請窓口：日向商工会議所

【個人事業者空き店舗家賃助成事業】

■助成対象者：事業対象空き店舗への新規出店者（個人又は法人事業者）

■主な助成要件

- ①小売商業又はサービス業、その他日向商工会議所が中心市街地の活性化に寄与すると認めた業種
 - ②午前中から営業を開始し、午後5時以降まで営業が継続されるものであること
- ※その他にも要件がありますので、賃貸契約の前に必ずお問い合わせください。

■助成額（補助期間：2年間）

助成対象経費	助成期間	助成額
家賃 (敷金、権利金、共益費、駐車場費、 その他契約に係る諸経費は除く)	1年目	家賃の月額額の2分の1の額、又は 5万円のいずれかの低い額
	2年目	家賃の月額額の8分の3の額、又は 3万7千円のいずれかの低い額

【団体事業者空き店舗家賃助成事業】

■助成対象者

商店街振興組合又は商店会、市内の特定非営利活動法人等

■主な助成要件

地場産品等の展示又は販売、地域の振興に資する情報の発信、コミュニティづくりの活動を行うこと

※その他、要件・助成額等の詳細についてはお問い合わせください。

【空き店舗見学会】

希望がありましたら複数の事業対象空き店舗を実際に見て回る「空き店舗見学会」を実施します。詳細についてはお問い合わせください。

【注意事項】

- ①交付決定前に出店した場合は、助成対象外となります。
- ②交付は日向商工会議所内に設置した審査会を経て決定します。（交付決定までに1カ月程かかります。）
- ③申請前に必ず日向商工会議所、産業支援センターひむかーBiz又は日向市市街地整備課へご相談ください。

〈お問合せ〉	日向商工会議所	TEL：0982-52-5131
	産業支援センターひむかーBiz	TEL：0982-66-6690
	日向市市街地整備課街なか活性化係	TEL：0982-66-1033